

未支給年金の請求範囲の拡大

(具体的な改正内容)

- ・年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)までに拡大する。

<未支給年金の支給範囲>

【現行】

生計を同じくしていた

- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹



【見直し案】

生計を同じくしていた

- ・配偶者
- ・子
- ・父母
- ・孫
- ・祖父母
- ・兄弟姉妹
- ・甥、姪
- ・子の配偶者
- ・叔父、叔母
- ・曾孫、曾祖父母
- ・上記の者の配偶者 等